

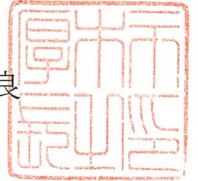
厚木市告示第 127 号

令和 2 年度労働報酬下限額の設定について

厚木市公契約条例(平成 24 年厚木市条例第 29 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき令和 2 年度労働報酬下限額を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 27 日

厚木市長 小林 常良



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して支払われるべき労働報酬下限額

別表のとおり

別表

(単位：円)

職種	労働報酬 下限額	職種	労働報酬 下限額
特殊作業員	2,802	高級船員	3,285
普通作業員	2,420	普通船員	2,600
軽作業員	1,700	潜水士	4,535
造園工	2,330	潜水連絡員	3,095
法面工	2,892	潜水送気員	3,038
とび工	3,095	山林砂防工	3,027
石工	3,072	軌道工	4,940
ブロック工	2,825	型わく工	2,915
電工	2,645	大工	2,880
鉄筋工	2,915	左官	3,027
鉄骨工	2,892	配管工	2,442
塗装工	3,185	はつり工	2,825
溶接工	3,488	防水工	3,095
運転手(特殊)	2,835	板金工	3,060
運転手(一般)	2,420	タイル工	2,763
潜かん工	3,375	サッシ工	2,835
潜かん世話役	3,995	屋根ふき工	2,568
さく岩工	3,365	内装工	3,162
トンネル特殊工	3,680	ガラス工	2,802
トンネル作業員	2,735	建具工	2,735
トンネル世話役	3,792	ダクト工	2,430
橋りょう特殊工	3,353	保温工	2,555
橋りょう塗装工	3,510	設備機械工	2,588
橋りょう世話役	3,792	交通誘導警備員A	1,733
土木一般世話役	2,825	交通誘導警備員B	1,520

※ ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者、年金等の受給のために労働の対価を調整している者の労働報酬下限額は、厚木市公契約条例第6条第1項第2号に規定する労働者等に支払われるべき令和2年度の労働報酬下限額と同額とする。